

19 収入保険制度の実施

【令和3年度予算概算要求額 18,835（21,105）百万円】

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする収入保険制度を実施します。

<事業目標>

収入保険の加入経営体数の増加（10万経営体〔令和4年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料国庫負担金 9,860（4,179）百万円
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。

2. 農業経営収入保険特約補てん金造成費交付金 6,787（15,089）百万円
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,464（1,246）百万円
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。

4. 収入保険加入推進支援事業 393（360）百万円
全国連合会の業務委託先のほか、JA、集荷業者、農業会議、法人協会などの関係機関が推進体制（都道府県協議会）を構築して取り組む収入保険の加入推進活動を支援します。

5. 共通申請サービスの利用に係る収入保険事務処理システム整備支援事業 330（230）百万円
農林水産省が整備を進める共通申請サービスを利用して収入保険の加入申請等ができるよう、全国連合会が行う収入保険システムの整備に係る経費を支援します。

<事業の流れ>

国

1/2等

全国農業共済組合連合会

保険料・積立金・事務費

農業者

都道府県協議会

加入推進支援事業費（定額）

<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

具体的には、

① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、

② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。